

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和2年9月26日(土)実施

受 験 科 目
法 社 会 学

受 験 番 号	氏 名

新型コロナウイルス感染症により社会が直面した問題と、法理論および法実践の課題を論じて下さい。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和3年2月20日(土)実施

受 験 科 目
法 社 会 学

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 元 年 9 月 28 日 (土) 実施

受 験 科 目
法 社 会 学

受 験 番 号	氏 名

次の問題に解答しなさい。

裁判員制度の実施 10 年の経過を踏まえて、その社会にもたらした影響を論じて下さい。

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 2 年 2 月 22 日 (土) 実施

受 験 科 目
法 社 会 学

受 験 番 号	氏 名

次の問題に解答しなさい。

司法アクセスについて、(1) アクセスを妨げているものを記した上で、(2) アクセス向上のための有効な方策を論じて下さい (ひまわり基金法律事務所と日本司法支援センター (法テラス) の概要と意義に触れること)。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

平成30年9月22日(土)実施

受 験 科 目
法 社 会 学

受 験 番 号	氏 名

次の問題に解答しなさい。

技術革新に関する任意のテーマを取り上げて、法的対応の現状と課題を論じなさい。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

平成31年2月16日(土)実施

受 験 科 目
法 社 会 学

受 験 番 号	氏 名

次の問題に解答しなさい。

平成の司法制度改革を、改革の理念と実情の双方に留意して論じて下さい。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和2年9月26日(土)実施

受 験 科 目
日 本 法 制 史

受 験 番 号	氏 名

次の3問のうち、1問を選択して解答しなさい。

1. 「七出三不去」とは何か。その意味するところを詳述した上で、これが後の世にどのように使われ、社会に影響を与えたのかを、適切と思われる事例をあげて論じなさい。
2. 武家社会における「親子関係」について、親の権限と相続のあり方を中心に論じなさい。
3. 明治10年代に創立した私立の法律専門学校は、当時の法社会の進展に寄与したと考えられる。明治10年代の法社会を概観しつつ、寄与したと考えられる点を論じなさい。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和3年2月20日(土)実施

受 験 科 目
日 本 法 制 史

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和元年9月28日(土)実施

受 験 科 目
日 本 法 制 史

受 験 番 号	氏 名

次の3問のうち、1問を選択して解答しなさい。

- 1 中世でなされた「うわなり打ち」とは、どのような行為か。この行為がなされた背景を含めて、説明しなさい。
- 2 近世の法体系について、「制定主体別」と「適応客体別」のそれぞれのあり方を例示しながら、説明しなさい。
- 3 明治時代の教育法の変遷と、それに伴って起きた社会変化について論じなさい。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和2年2月22日(土)実施

受 験 科 目
日 本 法 制 史

受 験 番 号	氏 名

次の2問のうち、1問を選択して解答しなさい。

- 1 江戸時代の「牢」は、近現代社会における「刑務所」とは様相を異にする。江戸時代の「牢」とはどのような役割を持つものであったのか、当時の刑事裁判の流れと共に論じなさい。
- 2 日本にも戦前、「陪審法」があったことは知られている。当時の社会情勢を含めつつ、「陪審法」の導入の契機、法の制定、停止に至るまで論じなさい。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

平成30年9月22日(土)実施

受 験 科 目
日 本 法 制 史

受 験 番 号	氏 名

次の3問のうち、1問を選択して解答しなさい。

- 1 古代律令期・中世・近世・近代(戦前)までのうち、隣接する2つの時代を取り上げ、それぞれの時代の刑法又は刑罰について比較しながら論じなさい。
- 2 江戸時代の「婚姻」について、武家社会と庶民社会の違いを明確にしながら論じなさい。
- 3 大日本帝国憲法と教育勅語は、ほぼ同時期に施行されている。同時期に施行する必要性について、憲法・勅語の性格を踏まえつつ、考えられるところを論じなさい。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

平成31年2月16日(土)実施

受 験 科 目
日 本 法 制 史

受 験 番 号	氏 名

次の3問のうち、1問を選択して解答しなさい。

- 1 近世と近代(戦前)の女性をとりまく法的環境・社会的環境について、それぞれの時代の特性を比較しながら論じなさい。
- 2 江戸時代の刑法典は、「御定書」系のものと「明清律」系のものとに分けられて論じられることが多い。それぞれの系統の刑法典の特徴とそのあり方の違いを、論じなさい。
- 3 「五大法律学校」の中で「専修学校」はどのような位置づけであるか、法典論争ともからめて論じなさい。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和2年9月26日(土)実施

受 験 科 目
西 洋 法 制 史

受 験 番 号	氏 名

以下の問題から1問を選択して答えなさい。

1. オーストリア一般民法典 (ABGB) はどのような経緯で立法され、どのような特徴をもつのか、説明しなさい。
2. フェーデとは何か、説明しなさい。
3. フリードリッヒ大王の刑事司法改革について、説明しなさい。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和3年2月20日(土)実施

受 験 科 目
西 洋 法 制 史

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和元年9月28日(土)実施

受 験 科 目
西 洋 法 制 史

受 験 番 号	氏 名

以下の問題から1問を選択して答えなさい。

1. プロイセン一般ラント法とは何か、説明しなさい。
2. 神聖ローマ帝国における帝室裁判所 (Reichskammergericht) の役割について説明しなさい。
3. フランクフルト憲法とは何か、説明しなさい。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和2年2月22日(土)実施

受 験 科 目
西 洋 法 制 史

受 験 番 号	氏 名

次の3問のうち1問を選択して答えなさい。

1. カロリーナ刑事法典 (Constitutio Criminalis Carolina) について説明しなさい。
2. 1804年に制定されたフランス民法典の法制史的意義について説明しなさい。
3. ワイマール期からナチス期にかけての司法実務における一般条項の利用について説明しなさい。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

平成30年9月22日(土)実施

受 験 科 目
西 洋 法 制 史

受 験 番 号	氏 名

以下の問題から1問を選択して答えなさい。

1. ローマ法の継受における学識法曹の役割を説明しなさい。
2. 1900年施行のドイツ民法典がドイツ私法学にどのような変化をもたらしたのか、説明しなさい。
3. 「法典論争」とは何か、説明しなさい。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

平成31年2月16日(土)実施

受 験 科 目
西 洋 法 制 史

受 験 番 号	氏 名

以下の問題から1問を選択して答えなさい。

1. 教皇立法権とは何か、説明しなさい。
2. ボデスタ制とは何か、説明しなさい。
3. 自然法的法典編纂とは何か、具体例を挙げつつ、説明しなさい。

令和 3 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 2 年 9 月 26 日 (土) 実施

受 験 科 目
中 国 法 制 史

受 験 番 号	氏 名

〔問〕 宋代の女子分法について論じなさい。

令和 3 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 3 年 2 月 20 日 (土) 実施

受 験 科 目
中 国 法 制 史

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和元年9月28日(土)実施

受 験 科 目
中国法制史

受 験 番 号	氏 名

[問] 唐律における輕重相奪と不応為罪、比附の關係について説明せよ。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和2年2月22日(土)実施

受 験 科 目
中国法制史

受 験 番 号	氏 名

[問] 法による裁判は清朝の刑事司法において、どの程度に、また、どのような態様において實現されていたのか、説明せよ。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

平成30年9月22日(土)実施

受 験 科 目
中国法制史

受 験 番 号	氏 名

(問) 秦漢時代から隋にいたる流刑の変遷について論じなさい。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

平成31年2月16日(土)実施

受 験 科 目
中国法制史

受 験 番 号	氏 名

(問) 清末における法制改革の外的要因と内的要因について論じなさい。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和2年9月26日(土)実施

受 験 科 目
ローマ法

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和3年2月20日(土)実施

受 験 科 目
ローマ法

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和元年9月28日(土)実施

受 験 科 目
ローマ法

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和2年2月22日(土)実施

受 験 科 目
ローマ法

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

平成30年9月22日(土)実施

受 験 科 目
ローマ法

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

平成31年2月16日(土)実施

受 験 科 目
ローマ法

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和2年9月26日(土)実施

受 験 科 目
英 米 法

受 験 番 号	氏 名

以下の1～3の3つの問いの中から、2つの問いを選択して解答せよ。なお、解答の冒頭には選択した問いの番号を付すこと。

1. アメリカ合衆国憲法における司法権について論ぜよ。
2. アメリカにおけるいわゆる「1937年の憲法革命 (Constitutional Revolution)」について論ぜよ。
3. アメリカの連邦民事訴訟規則におけるプリーディング(pleading)の役割について、判例や歴史的展開も含めて論ぜよ。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和3年2月20日(土)実施

受 験 科 目
英 米 法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和元年9月28日(土)実施

受 験 科 目
英 米 法

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和2年2月22日(土)実施

受 験 科 目
英 米 法

受 験 番 号	氏 名

以下の3つの問いの中から、2問を選択して解答しなさい。なお、解答の冒頭には、選択した問いの番号を付すこと。

1. アメリカにおける陪審制について、制度概要を説明した上で、同制度の意義に関する議論につき論じなさい。
2. アメリカ合衆国憲法における「組込み (incorporation) 論」について説明した上で、その統治制度における意義につき論じなさい。
3. アメリカの連邦仲裁法 (Federal Arbitration Act) に関する近年の合衆国最高裁判例の立場を説明した上で、その民事訴訟制度における意義につき論じなさい。

平成 31 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第 I 期入学試験

平成 30 年 9 月 22 日 (土) 実施

受 験 科 目
英 米 法

受 験 番 号	氏 名

次の設問の中から 1 問を選択して解答しなさい。

- ① 英米法にはなぜコモン・ロー (common law) とエクイティ (equity) という二つの判例法があるのでしょうか。
- ② 懲罰的損害賠償 (punitive damages) とはどのようなものですか。
- ③ 禁反言 (estoppel) とはどのような法理か説明してください。
- ④ イギリスにおける Crown Prosecution Service の役割について説明してください。

平成 31 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第 II 期入学試験

平成 31 年 2 月 16 日 (土) 実施

受 験 科 目
英 米 法

受 験 番 号	氏 名

次の設問の中から 1 問を選択して解答しなさい。

選択した設問の番号 ()

1. イギリスの EC 加盟は (1973), イギリス憲法上の「議会主権の原則 (parliamentary sovereignty)」にどのような影響を与えたでしょうか?
2. 判例法主義の法体制の下での法発展について論じなさい。
3. アメリカ連邦憲法第 1 章 8 条 3 項の「州際通商条項 (interstate commerce clause)」について説明してください。
4. イギリスの大法官 (Lord Chancellor) について説明してください。

令和 5 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 4 年 9 月 24 日 (土) 実施

受 験 科 目
憲 法

受 験 番 号	氏 名

次の 2 つの問題に答えなさい。

問題 1. 「日本国憲法 29 条 1 項は『財産権は、これを侵してはならない。』としているが、同条 2 項は『財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。』としているのだから、憲法が保障する財産権とは法律によって形成されたとおりの内容のものであり、したがって、財産権に関する国会の立法が違憲とされることは論理的にあり得ない」という見解について論評しなさい。

問題 2. 日本国憲法 43 条が国会議員は「全国民を代表する」としていることにどういう意味があるのかを説明しなさい。

令和 5 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 5 年 2 月 18 日 (土) 実施

受 験 科 目
憲 法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和 4 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 3 年 9 月 25 日 (土) 実施

受 験 科 目
憲 法

受 験 番 号	氏 名

次の 2 つの問題に答えなさい。

問題 1. 「検閲」の禁止（憲法 21 条 2 項）について説明しなさい。

問題 2. 宗教団体内部の紛争について裁判所が審査できるか、「司法権」（憲法 76 条 1 項）の定義を示した上で、論じなさい。

令和 4 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 4 年 2 月 19 日 (土) 実施

受 験 科 目
憲 法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和2年9月26日(土)実施

受 験 科 目
憲 法

受 験 番 号	氏 名

次の1と2の両方を答えなさい。

1. 日本国憲法が保障する基本的人権が侵害されたときにいかなる救済が与えられる(べき)か、日本の最高裁の判例に触れつつ、論じなさい。
2. 本人の利益のために本人の権利を制限すること(パターナリズム)は、日本国憲法の下で許されるのか、論じなさい。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和3年2月20日(土)実施

受 験 科 目
憲 法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和2年9月26日(土)実施

受 験 科 目
行 政 法

受 験 番 号	氏 名

現在、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、その対策が喫緊の課題とされている。現行法では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（いわゆる「感染症法」）のほか、【別紙】で抜粋した新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」）に基づく対策が講じられている。この特措法の抜粋を参照して、以下の二つの設問に答えなさい。

【設問1】 ①この「特措法」による感染症対策について、行政法における法治主義の観点から、一般的にどのように評価できるか、書きなさい。現在の新型コロナウイルス感染症に対する対策は、専ら政府対策本部が決定した新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（いわゆる「基本的対処方針」）に従ってなされているとされるところであるが、②この「基本的対処方針」は、行政法学においてどのような法的性格を有するものと考えられるか。行政法における法治主義を意識して書きなさい。①②ともに答えなさい。

【設問2】 感染症対策の一つとして、夜の飲食店営業、パチンコ店をはじめとする風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制対象業者などに対して、都道府県知事による営業の自粛などの要請が行われた。①この要請はいかなる法的根拠を有するものか。②この要請はどのような法的効果を有するものか。また、③この要請に従った者に生じる営業損失に対する補償はどのように考えるべきか。①～③のすべてについて、行政法の観点から、できるだけ詳しく具体的に論じなさい。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和3年2月20日(土)実施

受 験 科 目
行 政 法

受 験 番 号	氏 名

【設問】 裁判所法第3条第1項は、「裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。」と定めている。「法律上の争訟」にかかわって、以下の設問に答えなさい。

① まず、最高裁は、「法律上の争訟」の該当要件について、これまでどのように定義してきたか、要点を述べなさい。

② 最高裁平成14年7月9日第三小法廷判決（いわゆる「宝塚パチンコ店等規制条例判決」）は、国または地方公共団体が提起する訴訟についての「法律上の争訟」にかかわる重要な判決である。これまでの最高裁の「法律上の争訟」論を踏まえて、この判決の「法律上の争訟」にかかわる論点を整理して述べなさい。

③ ①と②の最高裁判決を踏まえて、国と地方公共団体との間の争訟について、あなたはどのように考えるか述べなさい。

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 元 年 9 月 28 日 (土) 実施

受 験 科 目
行 政 法

受 験 番 号	氏 名

法規命令と行政規則の差異を指摘した上で、法規命令の限界について説明せよ。

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 2 年 2 月 22 日 (土) 実施

受 験 科 目
行 政 法

受 験 番 号	氏 名

国家賠償法 2 条 (営造物の設置管理の瑕疵) について論じなさい。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

平成30年9月22日(土)実施

受 験 科 目
行 政 法

受 験 番 号	氏 名

行政行為の効力について論じなさい。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

平成31年2月16日(土)実施

受 験 科 目
行 政 法

受 験 番 号	氏 名

行政裁量の法的統制について論じなさい。

令和7年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和6年9月28日(土)実施

受 験 科 目
税 法

受 験 番 号	氏 名

以下の二つの設問に解答しなさい。

設問1 納税者の租税負担軽減行為は節税行為、租税回避行為、そして、脱税行為の三種に分類される。それぞれの行為について適法性について言及した上でその定義を述べなさい。また、租税回避行為の否認をめぐる問題について論じなさい。

設問2 税法上の担税力の測定指標は、所得、資産および消費であるが、それぞれの担税力測定指標が長短を持つ。その長短について簡潔に説明しなさい。そのうえで、タックスミックスの意義について述べなさい。

令和7年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和7年2月15日(土)実施

受 験 科 目
税 法

受 験 番 号	氏 名

法人税法22条4項が定める「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」についてその立法趣旨を述べたうえで、論点を整理せよ。

令和6年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 5 年 9 月 23 日 (土) 実施

受 験 科 目
税 法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和6年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 6 年 2 月 17 日 (土) 実施

受 験 科 目
税 法

受 験 番 号	氏 名

租税法上の「所得」とは何かを明らかにしたうえで、所得税額の計算上、その所得を10種類に分類する理由を、具体例を示しつつ述べなさい。

所得税法21条1項1号「次章第二節（各種所得の金額の計算）の規定により、その所得を利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得に区分し、これらの所得ごとに所得の金額を計算する。」

令和 5 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 4 年 9 月 24 日 (土) 実施

受 験 科 目
税 法

受 験 番 号	氏 名

租税公平主義について詳述したうえで、所得税の税率表を使って水平的公平と垂直的公平の考え方について説明しなさい。

(税率)

所得税法 第八十九条 居住者に対して課する所得税の額は、その年分の課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額と、その年分の課税山林所得金額の五分の一に相当する金額を同表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額に五を乗じて計算した金額との合計額とする。

百九十五万円以下の金額	百分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十三
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の三十三
千八百万円を超え四千万円以下の金額	百分の四十
四千万円を超える金額	百分の四十五

令和 5 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 5 年 2 月 18 日 (土) 実施

受 験 科 目
税 法

受 験 番 号	氏 名

以下の文章を読んで、租税法の基本原則の視点から租税法の解釈のあり方について論じなさい。

「
(金子宏『租税法〔第 24 版〕123 頁以下 (弘文堂、
2021 年)

令和6年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 5 年 9 月 23 日 (土) 実施

受 験 科 目
民 法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和6年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和6年2月17日(土)実施

受 験 科 目
民 法

受 験 番 号	氏 名

次の問1・問2のうち、一つを選び解答せよ。

※解答は別紙【解答用紙】に記入してください。

問1

以下の事実関係(1)～(8)をもとに、本件審判が認められるかどうか、論じなさい。

『事実関係』

- (1) 2015年1月、Y1女とA男との間に子Bが出生した。
- (2) 2020年6月、Bの親権者をY1と定め、Y1・Aは協議離婚した。同年7月、Y1は、心身の事情や金銭的理由等からAの養育につき日常的なサポートが必要と考え、Aを連れて実家である実母X宅(甲)に引っ越した。Bは幼少時からXの世話になっており、また、甲への引越し後はY1の仕事の都合上、XがBの養育を日常的に担っていたこともあり、BはXにとっても懐いていた。
- (3) 2020年12月、Y1は仕事先で知り合ったY2男と交際を始め、2021年4月にはY2が居住する賃貸アパート(乙)での同居を開始させた。Y1は、将来的に婚姻も考えているY2につき、Bとの関係を早期に築く必要があると考え、週末などにX宅からBを連れ出し、Y2に会わせていた。
- (4) Bは、最初、プレゼントをくれるY2に関心を覚えたものの、友人との約束があってもY1によって半ば強制的に連れ出され、A以外の者を「パパ」と呼ぶよう指導されたことから、Y2に抵抗感を感じていた。また、プレゼントを粗末にしたときにはY2から怒気を帯びた口調で強く叱責されることもあり、BはY2に恐怖感も覚えるようになり、時には身体症状として表れる程となった。以後、Y1はBの心理的負担も考え、BをX宅に預けたまま、Y2との交際を深めていった。以後は、Xが単独でBを養育しており、Bの状態も安定している。
- (5) 2023年6月、Y1はY2と婚姻し、後にY2はBと養子縁組をした。それに伴い、Y1・Y2は、Xが不在の間にBの荷物を甲から乙へ搬入しつつ、Bを乙へ転居させた。
- (6) Bは、Xや友人と離れて生活しなければならない現状から、ストレスを感じていた。Bは、Y1・Y2に対して嫌悪感を強く抱くようになり、心身の健康を害するに至った。
- (7) Xは、BがY1・Y2の下で生活を続けることはBにとって不利益と考え、(※)家事事件手続法別表第2の3項所定の処分として、Bの監護者をX自身に指定するように、家庭裁判所に審判を申し立てた(「本件審判」と呼ぶ)。
- (8) Xは、加齢に伴い、養育に要する体力面ではY1・Y2に劣るものの、X・Y1いずれにおいてもBに対する養育意思は強くあり、Bの養育に必要な資力については双方に大差はない。

参照(※)・・・家事事件手続法別表第2の3項

事項：「子の監護に関する処分」

根拠となる法律の規定：「民法第766条第2項及び第3項(これらの規定を同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。)」

令和6年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和6年2月17日(土)実施

受 験 科 目
民 法

受 験 番 号	氏 名

問2

以下の(1)～(5)の『事実関係』を前提に、Xが、不法行為に基づいてYに対して損害賠償を請求する場合に、Xの請求が認められるか、医師の過失と医療水準の観点を中心に論じなさい。

『事実関係』

(1) Xは、腹痛を訴えY医師が経営する小規模の個人病院に入院し、Y医師による虫垂炎の手術を受けた。

(2) Yは、手術の際にXの腰椎に麻酔薬を注射したが、その後にXの血圧が急激に低下し、麻酔薬注入後12～13分後には、Xは心停止に陥り、蘇生はしたものの重度の後遺症が残った。

(3) Xに対して使用された麻酔薬の副作用として、注入後に血圧低下があることはかなり古くから知られており、頻繁に血圧の測定をする必要があることは臨床医の間に広く認識されていた。

(4) 本件で使用された麻酔薬の添付文書(医薬品の効能とともに、副作用などの注意事項などが書かれた文書)には、麻酔薬注入後10分ないし15分までの間、2分間隔で血圧の測定をすることが注意事項として記載されていたにもかかわらず、Yは麻酔薬注入後、看護師に対して、5分間隔で血圧測定をするように指示をしていた。

(5) もっとも、本件事故当時の医療現場では、必ずしも2分間隔での血圧測定は行われておらず、5分間隔で測定すればよいと考える医師もかなりいた。

受 験 科 目
民 法

受 験 番 号	氏 名

次の問1・問2のうち、一つを選び解答せよ。

※解答は別紙【解答用紙】に記入してください。

問1

A所有の甲建物にBが抵当権の設定を受け、その設定登記がなされた後、Aは甲をCに賃貸し、Cは引渡しを受けた。Cは賃貸借契約の条件に従い、甲で生活を営んでいたところ、Bの抵当権が実行され、Dが甲を買い受けた。

かかる場合に関する以下の(ア)(イ)の記述は、いずれも誤った説明である。それぞれどのように誤っているかを、関連する条文も示しつつ、説明しなさい。

(ア) Cの賃借権は借地借家法の適用を受けるので、Cが賃借権の登記を経ていなくとも、Aから甲の

引渡しを受けていることから、Cは、賃借権をDに対抗することができる。

(イ) Cが抵当権実行の手続開始の決定よりも6箇月以上前の日から甲を使用収益している者に該当す

れば、AC間の賃貸借契約で定められた期間、甲の明渡しを猶予されるが、その猶予期間を通じて、

CはDに対して、AC間の賃貸借契約で定められた額の賃料を支払わねばならず、また賃貸借契

約が終了し、甲が明け渡された際には、DはCが差し入れていた敷金を返還しなければならない。

令和5年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第I期入学試験

令和4年9月24日(土)実施

受 験 科 目
民 法

受 験 番 号	氏 名

次の問1・問2のうち、一つを選び解答せよ。

※解答は別紙【解答用紙】に記入してください。

問 2

以下の文章を読み、問①・問②について答えなさい。

『事実関係』

- 1) Aには、配偶者Bとの間に3名の子(X・C・Y)がいる。
- 2) Aは、令和元年10月1日、家業Dを長年にわたって手伝ってきた長男Xに自身が所有する財産の多くを相続させる内容の自筆証書遺言(甲遺言)を作成した。甲遺言によれば、Xには遺産の1/2を、B・C・Yにはそれぞれ遺産の1/6を相続させるとの内容が記載されていた。
- 3) 令和2年2月1日、Xの業務上のミスをきっかけにDの業績が落ち込んだことから、AとXの関係は悪化した。令和2年4月1日、Aは、X以外の者が多くの遺産を取得する内容の自筆証書遺言(乙遺言)を作成した。
- 4) 乙遺言には、Bに遺産の1/2を、Xに遺産の1/12を、Cに遺産の2/12を、Yに遺産の3/12をそれぞれ相続させるとの記載があり、かつ、本文の末尾には「この遺言書よりも前に作成した甲遺言については、その全てを取り消すものとする」との記載があった。
- 5) 令和4年2月1日、Dの経営状態が次第に回復しつつあったAは、過去の出来事を責めたり、親子関係の不和が続くのは望ましくないと思うようになり、次第にXとの関係を回復させていった。
- 6) 令和4年4月1日、Aは、「乙遺言をすべて無効とし、甲遺言を有効な遺言とする」旨の自筆証書遺言を(丙遺言)作成した。
- 7) 令和4年6月1日、不慮の事故によりAは死亡した。なお、Aは事故の直前まで元気に働いており、心身ともに健康であった。
- 8) Aの相続につき、Xは、丙遺言によって甲遺言が復活し、甲遺言に即した相続がなされるべきと主張する一方、Yは、民法上、甲遺言の効力は回復し得ないと主張した。
- 9) なお、甲・乙・丙遺言はすべて、その作成時点におけるAの(ア)遺言能力に何ら問題なく、かつ、民法が定める遺言の方式に従って作成された遺言である。

問① 下線部(ア)の能力について説明しなさい。

問② 上記・事実関係1)～9)に照らし、本件各遺言内容を踏まえた上で、遺言の効力について論じなさい。

なお、解答に際しては、「非復活主義」との語句を用いることとする。

令和5年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和5年2月18日(土)実施

受 験 科 目
民 法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和4年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和3年9月25日(土)実施

受 験 科 目
民 法

受 験 番 号	氏 名

次の問1・問2・問3のうち、二つを選び解答せよ。

※解答は別紙【解答用紙】に問題ごとに記入してください。

問1

【事実関係】Bは、その所有する甲土地をAに売却し、甲土地の引渡し及び所有権移転登記が行われた。Aは、甲土地をCに売り渡し、代金支払いと引き換えに所有権移転登記を経由された。AC間の売買契約の後に、BがAとの売買契約を、錯誤を理由に取り消し、Cを相手に、甲土地の返還を請求している。

以上の【事実関係】において、BのCに対する請求が否定されるのは、いかなる場合であるか、関連条文を指示して論じなさい。その際あわせて、Cが保護されるには登記が必要であるかにつき、以下の【参考判例】の射程や妥当性を加味して検討しなさい。

【参考判例】最判昭和49年9月26日民集28巻6号1213頁：詐欺によりAから農地を買い受ける契約をして農地法5条の許可を条件とする請求権を取得し、仮登記を得たBがその権利をCに譲渡した場合（登記は、仮登記移転の附記登記）において、本判決は、96条3項の第三者を「必ずしも、所有権移転その他の物権の転得者で、かつ、これにつき対抗要件を備えた者に限定しなければならない理由は、見出し難い」として、Cを96条3項の第三者に当たると解した。

問2

『事実関係』

- (1) 2015年3月1日、Aは、Yと交際を始めた。なお、A・Yとともに未成年者ではなく、また、二人の間に同棲の事実は無かった。
- (2) Aは、年の離れた兄Bと同居していた。Bは、母の死亡後、子の養育に消極的だった父Xとは異なり、Aの面倒を見続けていた。A・Bは互いに信頼を寄せていたが、他方、Xとは二人とも疎遠であった。
- (3) 2020年8月1日、Aは外出中に落雷による倒木に挟まれ、緊急搬送された。Aは、搬送時、意識不明の状態であり、処置の施しようがないほどであった。この話を聞いたBは病院へ駆けつけ、緊急手術に同意した。医師による懸命かつ最善の処置がなされたものの、Aの容態は改善せず、経過を見守ることとなった。Bは、常日頃から話を聞いていたYにもこの件を伝えた。
- (4) 同月7日夕刻、一時的にAは意識を回復した。この際、Aは、B・Yに対して、正式にA・Yの婚姻届をなすことの同意を求めた。Yとの婚姻に対するAの強い願いを受け、Yはこれに同意した。また、Bは、婚姻届用紙を急いで準備し、A・Yの前でAの名前を代書して押印し、婚姻の届出の様式を整えた。
- (5) 同月8日早朝、Bは婚姻届出書を市役所へ提出した。しかし、その頃、Aは容態が悪化して意識不明となり、同日の昼に死亡した。なお、同届出は受理されている。
- (6) 2020年9月、Yは、Aの相続をめぐり、Bを通じてXに連絡をとった（なお、Aは遺言をしていない）。これにより、Xは初めてA・Yの婚姻事実を知った。
- (7) 2020年10月、Xは、本件婚姻がなければ被相続人Aの法定相続人は自分だけであったと知った。Xは、これまで自分を良く思っていなかったBがAの相続でXにとって不利になるように、本件婚姻はBが中心となって謀られたものであると考えるようになった。
- (8) 2021年1月、Xは、本件婚姻の届出はAの意思がないままになされたものであると主張し、Yを被告として、本件婚姻が無効であることの確認を求め、訴えを提起した。

上記・事実関係(1)～(8)をもとに、Xによる本件婚姻無効確認請求が認められうるか、論じなさい。

令和4年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和3年9月25日(土)実施

受 験 科 目
民 法

受 験 番 号	氏 名

次の問1・問2・問3のうち、二つを選び解答せよ。

※解答は別紙【解答用紙】に問題ごとに記入してください。

問3

【事実関係】

公務員であるXは、横断歩道を通行中、Yが運転する乗用車に接触され、その場に転倒して腰を負傷した。この事故当時、Yは、一時停止義務に違反し、前方不注視のまま横断歩道に侵入したものである。事故後に、Xは約3年にわたって通院治療の努力をしたが、自動車損害賠償保障法で定める身体障害等級14級に該当する後遺症を残して症状が固定し、右下肢に局部神経症状はあるものの、上下肢の機能障害及び運動障害はないとの診断を受けた。

また、事故後、従前の仕事がやりづらいため、業務内容を変更することとなったが、本件事故後も給与面については格別不利益な取扱いを受けていない。

Xは、本件事故に基づく後遺症により5%の労働能力を喪失したとして、Yに対し、治療費、慰謝料に加え、年収の5%につき、34年間分の約250万円を逸失利益として請求した。

上記事実関係をもとに、民法709条に関する損害とは何かについて説明したうえで、Xの損害賠償(逸失利益)請求が認められるか、論じなさい。

令和4年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和4年2月19日(土)実施

受 験 科 目
民 法

受 験 番 号	氏 名

次の問1・問2・問3のうち、二つを選び解答せよ。

※解答は別紙【解答用紙】に問題ごとに記入してください。

問1

Xは、自家用車を駐車するため、知人Aとの間で、Aが所有する土地の一部（以下、甲土地という）を無償で借りる契約を締結し（以下、本件使用貸借契約という）、継続的に甲土地を利用してきた。しかし、甲土地上にY所有の建築資材用の木材（以下、乙という）が置かれているため、Xは駐車することができない状況になっている。以下の各小問につき、論じなさい。なお、各問いは、独立した問題であるとする。

小問1 乙が甲土地上に置かれるに至ったのは、何者かがYの倉庫から乙を盗み出して、それを甲土地上に放置したためであると仮定した場合において、Aが甲土地の所有権に基づき、Yに対して乙の除去及び甲土地の明渡しを請求したのに対して、Yは乙の所有権に基づき、Aに対して乙の返還を請求した。かかる場合において、AとYいずれの請求が認められるか。また、その請求内容の実現のために要する費用は、AとYいずれの負担となるか。

小問2 Xは、本件使用貸借契約に基づく権利を根拠に、Yに対して乙の除去及び甲土地の明渡しを請求することができるか。また、Xは、占有権に基づいて、Yに対して乙の除去及び甲土地の明渡しを請求することができるか。

問2

X会社は、宅地として用いる目的で、令和3年3月15日に、化学製品製造業を営むY会社から、Y所有の工場跡地甲を代金10億円で購入する売買契約を締結した。その際、引渡しは令和3年9月2日とされ、売買契約書を作成し、Xは手付けを支払った。

Xが契約締結後に行った土壌調査の結果、甲地には環境基準値を超える物質 α が含まれており、健康被害を生じるおそれがあることが判明した。契約締結時までの調査では、甲地が α に汚染されていることは発覚しておらず、契約締結時には、X・Yともに、本件汚染を知らなかったものである。以下の小問（1）（2）につき、論じなさい。

（1）土壌汚染判明が引渡し前の場合、Xは、代金支払いを拒絶することができるか。

（2）土壌汚染判明が引渡し後の場合、Xは、Yに対してどのような請求ができるか。

令和4年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和4年2月19日(土)実施

受 験 科 目
民 法

受 験 番 号	氏 名

問3

以下の【事実】(1)～(10)までを前提として、XらのYに対する養子縁組無効確認請求が認められうるかどうか、論じなさい。

【事実】

- (1) Aには、配偶者Bとの間に3人の子(X1、X2、C)がいる。なお、Bは既に死亡している。
- (2) Cには、配偶者Dとの間に子Y(2016年出生)がいる。
- (3) 2019年1月、Aは、新年の挨拶に訪れたCから、そろそろ相続対策について考えてどうかと話を持ちかけられた。Aは、自身の年齢や持病等の事情を踏まえ、Cの話について真剣に考えるようになった。
- (4) 2019年3月、Aは、C・D・Yと共にA宅を訪れた税理士等の専門家から、YをAの養子とした場合に、遺産に係る基礎控除額が増えること等による相続税の節税効果について説明を受けた。
- (5) Aは、自身の年齢や持病等を考慮すれば養親としてYの養育に関わることは困難であるものの、相続税の節税については大きなメリットと考え、この話を肯定的に捉えた。Aは、自身の体調をふまえ、専ら節税目的のために、Yとの養子縁組について早々に手続きを進めようと考えた。
- (6) 2019年6月、養親となる者A、養子となる者Y(法定代理人C・D)、証人としてAの妹夫婦が署名押印した養子縁組届書が作成され、同縁組届書がP区長へ提出・受理された(以下、「本件縁組」と略)。なお、この時点のAについて、年齢や病気等による判断能力の低下が認められる事情は特段なかった。
- (7) 2021年1月、些細な出来事がきっかけとなり、AとCの関係は険悪なものとなった。
- (8) Aは、そもそもCの提案をきっかけとした本件縁組を疑問視するようになり、実際には自ら養育監護をしておらず、顔を合わせることも少ないYに対しても否定的な感情を抱くようになった。2021年4月、AはX1・X2にこれまでの経緯を話し、Yとの離縁や縁組無効について考えていること、今後、遺言の作成について弁護士に相談する意向等を伝えた。
- (9) 2021年5月、Aは持病の悪化により急死した。なお、Aは遺言を残していなかった。
- (10) 2021年10月、X1・X2は、Y(法定代理人C・D)に対して、本件縁組においてAの縁組意思はなかったと主張し、本件縁組の無効確認を求めた。

令和7年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和6年9月28日(土)実施

受 験 科 目
商法・会社法

受 験 番 号	氏 名

以下の4問の中から1問を選択して解答しなさい。【解答は別紙解答用紙へ】

- 1 商業登記の積極的公示力と外観信頼保護規定との関係について、論じなさい。
- 2 取締役会決議を欠く「重要な財産の処分」の効力について、論じなさい。
- 3 生命保険契約において、保険契約者が自己を被保険者とする保険契約を締結し、自己が死亡した場合の保険金受取人を「相続人」と定めた場合の効果について、論じなさい。
- 4 いわゆる融通手形の抗弁について、論じなさい。

令和7年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和7年2月15日(土)実施

受 験 科 目
商法・会社法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和5年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和4年9月24日(土)実施

受 験 科 目
商法・会社法

受 験 番 号	氏 名

以下の4問の中から1問を選択して解答しなさい。

- 1 運送人の過失により運送品が滅失した場合における運送人の損害賠償責任について論じなさい。
- 2 取締役会設置会社であり、監査役設置会社である株式会社Aにおける「当社の代表取締役の選定・解職は、取締役会のほか、株主総会でも決議することができる」という定款の定め効力について、Aが非公開会社である場合と公開会社を区別して論じなさい。
- 3 損害保険契約における偶然性の要件と免責条項との関係について、保険金請求者と保険者とが負担する証明責任に留意しながら論じなさい。
- 4 「表見責任に関する規定によって保護される者は直接の相手方に限る」という考えを、手形行為に適用することの是非について論じなさい。

令和5年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和5年2月18日(土)実施

受 験 科 目
商法・会社法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和4年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和3年9月25日(土)実施

受 験 科 目
商法・会社法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和4年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和4年2月19日(土)実施

受 験 科 目
商法・会社法

受 験 番 号	氏 名

以下の4問の中から1問を選択して解答しなさい。

- 1 商人、営業活動・営業財産および商号の相互の関係について論じなさい。
- 2 取締役の報酬に関する会社法上の規制について論じなさい。
- 3 告知義務の意義を明らかにし、告知義務違反があった場合の保険法上の規律について論じなさい。
- 4 裏書人の担保責任の法的性質を明らかにし、手形行為独立の原則が裏書にも適用されるかについて論じなさい。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和2年9月26日(土)実施

受 験 科 目
民 事 訴 訟 法

受 験 番 号	氏 名

【問題】 以下の設例を読み、下記の設問に答えなさい。

Xは、Yから本件土地を買収することおよび右土地が市街化区域に編入されるよう行政当局に働きかけを行うこと等の業務委託を受けた。XとYは、この業務委託契約の報酬の一部として、Yが本件土地を宅地造成し販売するときは、宅地の1割をXに販売させる旨の合意をした。しかし、Yは、本件土地の宅地造成を行わずに本件土地を訴外A市開発公社に売却した。

そこで、Xは、Yに対して、前記業務委託契約に基づき12億円の報酬請求権を取得したが、今回はそのうちの1億円分の支払いを求めると主張して、訴えを提起した(前訴)。

(1) Xの前訴請求を認容する判決が確定した場合に、その後、Xが、本件報酬請求権のうち前訴で請求した1億円を除く残額11億円の支払いを求める訴え(後訴)を提起した。裁判所は、本件後訴について、どのように処理すべきか。仮に、前訴で一部請求であることを明示していなかった場合はどうか。

(2) Xの前訴請求を棄却する判決が確定した場合に、その後、Xが、本件報酬請求権のうち前訴で請求した1億円を除く残額11億円の支払いを求める訴え(後訴)を提起した。裁判所は、本件後訴について、どのように処理すべきか。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和3年2月20日(土)実施

受 験 科 目
民 事 訴 訟 法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

受 験 科 目
民 事 訴 訟 法

受 験 番 号	氏 名

【第1問】

原告Xと被告Yは兄弟である。Xは、Yを被告として、本件建物は自分が新築したものであると主張して、原始取得を理由に所有権移転登記手続請求訴訟を提起した。

これに対し、被告Yは、本件建物は自分たちの父親である亡Aが新築し、その後Aが被告Yに贈与したものであると主張した。

第1審および控訴審は、本件建物はX・YおよびAが資金を拠出して建築し、これをAに贈与した後に、AがYに贈与したものであると認定した。

この点について、上告裁判所は、「裁判の基本となる事実は当事者の主張を基礎として確定しなければならないが、本件事実の来歴等については、裁判所が証拠により当事者の主張と異なる事実を認定することを妨げない」とし、「原判決認定の事実(X・YおよびAが建築し、その共有に属したものをその後Aに贈与したという事実)は、Aが所有権を取得するに至った経過についての事実にすぎないから、原審の事実認定に違法はない」と説示した。

この上告審判決の説示に、理論的に問題はないか。

【第2問】

XがYに対し100万円の売買代金支払請求訴訟を提起した。これに対し、Yは、抗弁として売買契約の無効を主張するとともに、売買契約が有効とされた場合に備えて、Xに対して有する150万円の貸金債権と前記売買代金請求権とを対当額で相殺するとする予備的抗弁を提出したところ、裁判所はYの相殺の抗弁を認めて、Xの請求を棄却した。

その後、YがXを相手取って、150万円の貸金返還請求訴訟を起こした場合、裁判所はどのような判決をなすべきか。

受 験 科 目
民 事 訴 訟 法

受 験 番 号	氏 名

以下の設問に答えなさい。

X の父 A は、Y に対し合計 300 万円の貸付債権(本件債権)を有しており、それを相続した X が、Y に対して 300 万円の支払いを求めて貸金返還請求訴訟を提起した。これに対し Y は、次のように主張した。A は、訴外 B よりその所有する家屋を買戻特約付で買い受け、その代金 700 万円のうち、200 万円を即時に支払い、300 万円は A が Y に対して有する本件債権を B に譲渡し、残金 200 万円は、1 ヶ月後に支払うことを約し、Y は上記債権譲渡を承認した。この Y の抗弁に対して X は、A が B から家屋を代金 700 万円で買い受ける契約を締結し、B に 200 万円を交付したことは認めたが、本件債権を B に譲渡したことは否認し、この売買契約はその後合意解除されたと述べた。

第 1 審は、A が B から家屋を 700 万円で買い受け、B に 200 万円を交付したことは当事者間に争いがないとし、また証拠調べの結果、B への本件債権の譲渡があったと認定して、X の請求を棄却した。そこで、X 控訴。そして、控訴審において、X は、本件建物の買受けと 200 万円の支払いを認めたのは、真実に反し、かつ、錯誤に基づくので、これを撤回するとした上で、真実は、A が B から 400 万円の融資を依頼され、内金 200 万円を貸し付けた際、上記家屋を売渡担保として所有権移転登記したものであり、A が B に本件債権証券を交付したのは、B に本件債権の取立てを委任したからであると主張した。

これに対し控訴審は、自白が真実に反し、かつ、錯誤に基づくと認めるに足る証拠はないから、自白は撤回できないとした上で、本件債権の譲渡を認定して、X の控訴を棄却する判決をした。この控訴審判決の当否を論じなさい。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

平成30年9月22日(土)実施

受 験 科 目
民 事 訴 訟 法

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

平成31年2月16日(土)実施

受 験 科 目
民 事 訴 訟 法

受 験 番 号	氏 名

設問 下記の2問につき、解答しなさい。

1 Y社に勤務するXは、勤務時間中にビラ貼りを行ったことを理由に、Y社から解雇された。本件解雇は無効であると考えたXは、Y社を相手に解雇無効確認の訴えを提起することにした。しかし、自分1人で訴訟を進行する自信はなく、また、弁護士に訴訟を委任する金銭的余裕もないので、Xが所属する労働組合Zに訴訟進行権を授与した。この場合に、労働組合Zは、Xに代わって訴訟を進行することができるか、論じなさい。

2 土地所有者Xが、土地の不法占拠者Yに対して、土地の明渡しと、明渡しが完了すまでの賃料相当額の損害金として、毎月15万円の支払いを求める訴えを提起し、Xの請求をすべて認容する判決が出され、同判決は確定した。その後、Yが明渡義務を履行しないまま時間が経過し、その間に、公租公課や土地の価格の上昇により、1か月あたりの賃料相当額損害金の額が45万円になった。そこで、Xは、前訴認容額と適正賃料額との差額に相当する損害金の支払いを求める訴えを提起した。この訴訟に対し、裁判所はいかなる判決を下すべきか、論じなさい。

令和 4 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 3 年 9 月 25 日 (土) 実施

受 験 科 目
刑 法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和 4 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 4 年 2 月 19 日 (土) 実施

受 験 科 目
刑 法

受 験 番 号	氏 名

以下の問に答えよ。

[1] Xは、飲食店に出前を依頼した顧客の下に、飲食店から料理の配達を請け負って自転車で配達する業務に従事するものであるが、以前から飲酒したうえで自転車を運転していて、飲酒運転自体に抵抗感がなく、これまでも飲酒が進むと自制心を失い、路中での自己の行動を覚えていないことも幾度が経験しており、このような自己の酒癖についての認識もあった。Xは、令和 4 年 1 月 6 日午後 1 時頃から、自宅においてビールをコップに 5 杯以上飲酒しており、それ以上飲酒すれば酩酊に陥り正常運転に支障をきたすことは明らかで、そのことを予見していたにもかかわらず、さらに飲酒し、飲食店 A から配達依頼を受け、自転車を運転して配達するつもりでいたが、正常運転に支障をきたすほど酩酊し、心神耗弱の状態に陥った。Xは、同日午後 4 時頃、悪天候で配達すると追加報酬が支払われるため、雪が降っていたが、レース用自転車に乗り、ライトは付けず、眼鏡に雪が付着する中、A から受け取った食品を注文主の B 宅に向けて時速 25 キロで配達中、前方不注意により、交差点の横断歩道を渡っていた Y (78 歳) に自転車前部を衝突させて転倒させ、よって、Y を脳出血等により死亡させた。X の罪責を論ぜよ。ただし特別法違反の点は除く。

[2] 遺棄罪における「遺棄」の意義について述べよ。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和2年9月26日(土)実施

受 験 科 目
刑 法

受 験 番 号	氏 名

以下の問に答えよ。

[1] 予備の中止について論ぜよ。

[2] Xは、令和2年9月12日13時頃、A書店において、写真集1冊(1万円相当)を書棚から持ち出して手にするや、店員に見つからないようにあらかじめ用意したマイバッグに入れた後、同日13時過ぎころ、同店店員Bに対して、前記写真集を示し、同品を同店から買入れたのではないのかかわらず「母が買ってきたんですけど、間違えて買ってきたみたいなので返品したいんです。探してる本はここにはないみたいなので、お金を返して欲しいんです」等と虚偽の事実を申し向け、Bから商品返品名目の下に金銭の交付を受けた。Xの罪責を論ぜよ。ただし、建造物侵入及び特別法違反の点は除く。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和3年2月20日(土)実施

受 験 科 目
刑 法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和元年9月28日(土)実施

受 験 科 目
刑 法

受 験 番 号	氏 名

以下の問に答えよ。

[1] Xは、夫A(71歳)がアルコール依存症と認知症と診断されて入院し、退院後は自宅で同人を世話していたものであるが、Aが密かに缶ビールを飲んでたことに大きなショックを受け、今後のことに悲観的になり、物事を冷静に考えられるような精神状態にないまま、Aの入浴を介助した際、「私もこういう状態になったらお父さんもやってくれる」と尋ねると、Aは「してあげる」と答え、また、XがAに対し「一緒に死んでくれる」と尋ねると、Aは「いいよ」と即答したことから、風呂場で聞いたAの返答を心中の承諾があったと真に受けて、Aから命を委ねられたと信じ込んで、就寝中のAの首を電気コードで絞めて殺害し、自らも庭の木にロープをかけて自死しようとしたが、木の枝が折れたため逃げられなかった。なお、Xは以前Aが徘徊して自宅に居れなくなった際に、Aから「早く楽になりたい」などと聞いていたこともあって、Aの承諾を誤信したが、今回の会話前に両者の間で心中についての話をしたことはなく、入浴介助をされた後、Aは薬を処方されて就寝しており、寝るまでの間に心中に関することなどの会話も一切なかったことから、AがXによって殺害されることを覚悟していたとは認められず、また、Aの当時の心情も、認知機能の低下とあいまって自殺を考えたり、死ぬこともやむを得ないと考えたりする程に強い自責、後悔の念を抱いていたとまでは認められないものとする。Xの罪責を論ぜよ。ただし特別法違反の点は除く。

[2] 文書偽造罪における文書の意義について論ぜよ。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和2年2月22日(土)実施

受 験 科 目
刑 法

受 験 番 号	氏 名

以下の問に答えよ。

[1] 償額の原則について述べよ。

[2] 警察官Xが、A(78歳)が生じさせた自動車同士の衝突事故に関し、Aの配偶者B(73歳)に事情を聴きに行った際、Bに対し、「山奥まで来るのは大変だから交通費くらいもらわないと割に合わない。私のペンは軽いから、動かしよう如何でAは刑務所に行くことになるかもしれない。年寄りに刑務所生活はこたえるだろう。3万円位もらいたいところだ」と威圧的に言ったところ、Bは、Xに金を渡すことには不満であり、またAの衝突事故の取調べ中にXに金をやれば自己も罪になるのではないかという不安もあったが、Xの言動に畏怖を覚えたこともあり、金をやればXが手心を加えて穏便な処置を取ってくれるものと思い、「年金暮らしで金がありませんので、どうにか1万円だけしてくれませんか」と言ってXの同意を得、Aにも相談のうえ、現金1万円をXに交付するに至った。Xの罪責を論ぜよ。ただし特別法違反の点は除く。

令和6年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第I期入学試験

令和5年9月23日(土)実施

受 験 科 目
刑 事 訴 訟 法

受 験 番 号	氏 名

以下の文章を読み、問題に答えなさい。

被告人Xは、「氏名不詳の数名の者と共謀の上、1972年11月10日午後5時50分ころ、〇〇市〇〇町交差点路上に於いて警備の任に当たっていた〇〇警察署の巡査部長Aを殺害せんと企て、同人を捕捉し角材、旗竿で殴打し、足蹴にし顔面を踏みつけた上、火炎瓶を投げつけ焼く等の暴行を加え、よって同人を脳挫傷等により死亡させて殺害した」として、1972年12月8日、殺人罪の共同正犯として起訴された。検察官は、起訴状に記載された公訴事実について、1973年2月25日の第1回公判期日において、「本件における被告人の具体的行為は、炎の中から炎に包まれているAの肩をつかまえてひきずり出し顔を2度踏みつけ脇腹を1度蹴った行為である」と釈明した。検察官は、引き続き同公判期日において、冒頭陳述をし、「本件犯行状況」として、Xの具体的行為について、前記釈明と同様の陳述をした。その結果、以後の検察官と被告人側の攻撃防禦は、もっぱら、被告人がAを炎の中から引きずり出した行為、およびその直後の足踏みなどの行為が、検察官の主張する殺人の実行行為なのか、それともXの主張するAに対する救助行為としての消火行為なのかをめぐって展開された。ところが、第1回公判期日から約2年6カ月を経た1975年8月5日の第18回公判期日において、検察官は、それまでの公判審理を経た裁判所の心証形成の内容を察して、第1回公判期日における前記釈明及び冒頭陳述の訂正として、Xの具体的な実行行為の釈明をし、「炎の中から炎に包まれているAの肩をつかまえてひきずり出し、顔を2度踏みつけ脇腹を1度蹴った行為である。」とする文章の初めに、(被害者が炎に包まれる前の段階での)「Aの腰部付近を足蹴にし、路上に転倒させたうえ」を追加すると述べ、また、冒頭陳述についても、同旨の内容を追加すると述べた。これに対して、裁判長がその追加訂正を許さなかったところ、検察官は、同内容の訴因の変更を申し立てた。

(問題) 上記の事例において、訴因制度の意義を明らかにしたうえで、設問(1)と(2)の問いに答えなさい。

- (1) 裁判所が、上記の「Aの腰部付近を足蹴にし、路上に転倒させた」という事実を基礎に傷害致死の事実で有罪判決を言い渡すには、訴因変更手続が必要か。
- (2) 第18回公判期日における検察官の訴因変更の申し立てに対して、裁判所は、どのような措置を採るべきか。

令和6年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 6 年 2 月 1 7 日（土）実施

受 験 科 目
刑 事 訴 訟 法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和2年9月26日(土)実施

受 験 科 目
刑 事 訴 訟 法

受 験 番 号	氏 名

以下の問いに答えてください。

被疑者Xは、令和元年11月5日午後7時50分ごろ、通りがかりの東京都〇区〇1丁目〇番地の青果商A方において、Aに「金を貸してくれ」と言い寄ったが断られたため、その場にあった果物ナイフをAに向けて、「心臓をぶち抜いてやろうか」などと怒鳴り、Aを脅迫して金銭を交付させようとした。しかし、Aが直ちに警察に電話通報して被害状況を急訴したため、Xはその場から逃走した。警察当局は、直ちに管内巡回中のパトカーに対して同犯行現場へ急行せよとの指令を流したところ、これを受けた司法巡査2名が同日午後8時05分ごろA方に到着し、直ちにAから事情を聴取した。それによると、犯人はベージュ色のジャンパーを着た酒の臭いがする30過ぎの男であるということが判明したので、巡査らは、これに基づき犯人を発見すべく現場付近の巡回に出た。巡査らは、同日午後8時15分ごろ、A方から約20メートルの地点の路上において被害者Aから聴取した犯人の人相、年齢、服装とよく似た風体のXを発見したので直ちに職務質問を実施したが、Xは犯行を否認して自分は犯人ではない旨を申し立てた。そこで、巡査らはその場にAの同行を求めてXと対面させたところ、AからXが犯人に間違いのない旨の供述が得られたので、巡査らはXを恐喝未遂事件の現行犯人として逮捕した。この巡査らによるXに対する逮捕は適法か。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和3年2月20日(土)実施

受 験 科 目
刑 事 訴 訟 法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和元年9月28日(土)実施

受 験 科 目
刑 事 訴 訟 法

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和2年2月22日(土)実施

受 験 科 目
刑 事 訴 訟 法

受 験 番 号	氏 名

以下の問いに答えてください。

被告人は、大麻取締法違反の容疑で警察において取調べを受けていた。当初、被告人は、本件的大麻は、妻Sが勝手に買ったもので、自分はそんなものは返せと言っていた旨を述べて自己の関与を否定し、Sも自分の一存で大麻を買い受け自宅に隠匿所持していたと供述して被告人との共謀関係を否認していた。その後、検察庁における取調べで検察官が、まず被告人に対し、実際はSが共謀関係の事実を否認しているにもかかわらず、「Sが本件の犯行について被告人と共謀していたことを認めている」と告げて事実関係を説明するように説得したところ、被告人は共謀の事実を認めた。そこで、検察官は、今度はSに対する取調べを実施して、同人に対して「被告人が共謀の事実を認めている」と告げて事実関係を説明するように説得したところSも共謀の事実を認めるに至った。その結果に基づいて、被告人とSの自白を内容とする自白調書(供述調書)がそれぞれ作成された。その後、検察官は、被告人を大麻樹脂の営利目的所持などの罪因で起訴し、公判手続において、両人の自白調書の証拠調べを請求した。上記の手続と経緯で作成された両人の自白調書に証拠能力は認められるか。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和2年9月26日(土)実施

受 験 科 目
刑 事 学

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和3年2月20日(土)実施

受 験 科 目
刑 事 学

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 元 年 9 月 28 日 (土) 実施

受 験 科 目
刑 事 学

受 験 番 号	氏 名

問 起訴猶予制度の刑事政策的意義について、論じなさい。

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 2 年 2 月 22 日 (土) 実施

受 験 科 目
刑 事 学

受 験 番 号	氏 名

問 我が国における犯罪者の社会内処遇制度の特徴と課題について、述べなさい。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

平成30年9月22日(土)実施

受 験 科 目
刑 事 学

受 験 番 号	氏 名

少年法における家庭裁判所調査官による試験観察の意義と機能について、
論じなさい。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

平成31年2月16日(土)実施

受 験 科 目
刑 事 学

受 験 番 号	氏 名

問 「刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律」における受刑者に対する
改善指導と教科指導について、説明しなさい。

令和 3 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 2 年 9 月 26 日 (土) 実施

受 験 科 目
労 働 法

受 験 番 号	氏 名

次のテーマの中から1つ選択して論じなさい。

(・選択したテーマの番号を丸で囲みなさい)

- 1 不当労働行為における使用者について
- 2 採用内定者の法的性質と取扱いについて
- 3 パワーハラスメントに対する法的規制と救済について

令和 3 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 3 年 2 月 20 日 (土) 実施

受 験 科 目
労 働 法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 元 年 9 月 28 日 (土) 実施

受 験 科 目
労 働 法

受 験 番 号	氏 名

次のテーマの中から 1 つ選択して論じなさい。

(選択したテーマの番号を丸で囲みなさい)

- 1 職場における組合ビラ貼りの正当性について
- 2 無期転換ルールの意義と課題について
- 3 就労請求権について

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 2 年 2 月 22 日 (土) 実施

受 験 科 目
労 働 法

受 験 番 号	氏 名

次のテーマの中から 1 つ選択して論じなさい。

(選択したテーマの番号を丸で囲みなさい)

- 1 コンビニチェーン加盟店主の労組法上の労働者性
- 2 労基法における労働時間概念
- 3 障害者雇用における合理的配慮

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

平成30年9月22日(土)実施

受 験 科 目
労 働 法

受 験 番 号	氏 名

次のテーマの中から1つ選択して論じなさい。

(選択したテーマの番号を丸で囲みなさい)

- 1 転勤命令の根拠と限界
- 2 均等法の間接差別の禁止の意義と課題
- 3 団体交渉における誠実交渉義務

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

平成31年2月16日(土)実施

受 験 科 目
労 働 法

受 験 番 号	氏 名

次のテーマの中から1つ選択して論じなさい。

(選択したテーマの番号を丸で囲みなさい)

- 1 採用の自由とその制限
- 2 妊娠出産を理由とする不利益取扱い
- 3 ユニオン・ショップ協定の適法性

令和 3 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 2 年 9 月 26 日 (土) 実施

受 験 科 目
経 済 法

受 験 番 号	氏 名

【問題】 独占禁止法において、2018年、いわゆる確約手続が導入された。確約手続の概要を説明した上で、この手続が公正取引委員会の法運用において有する意義、およびこの手続の問題点について論じなさい。

令和 3 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 3 年 2 月 20 日 (土) 実施

受 験 科 目
経 済 法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第I期入学試験

令和元年9月28日(土)実施

受 験 科 目
経 済 法

受 験 番 号	氏 名

【問題】

携帯電話事業者は、携帯電話サービスを提供する事業者である。このサービスは、電気通信サービスとしての移動体通信サービスであり、データ通信サービスと音声伝送サービスを含んでいる。携帯電話事業者には、MNO(Mobile Network Operator)とMVNO(Mobile Virtual Network Operator)が存在する。MNOは、携帯電話サービスを行うための無線局を自ら開設または運用している者である。これに対して、MVNOは、MNOが提供する携帯電話サービスを利用して、またはMNOと接続して携帯電話サービスを提供する者であって、当該サービスに関する無線局を自ら開設しておらず、かつ運用していない者をいう。現在、MNOはA社、B社およびC社の3社(以下「MNO3社」という)があり、MVNOは、契約者数がMVNOの中では比較的多いD社、E社およびF社(以下、「MVNO3社」という)のほか7社が事業を行なっている。携帯電話サービスに占める契約者数でみた市場占有率は、MNO3社で約88パーセントを占めている。

MNO3社とMVNO3社(以下、これらの携帯電話事業者を単に「6社」という)は、携帯電話の番号ポータビリティについて協議を行った(注)。協議事項の一つは、番号ポータビリティを実施する際の、番号移転元の携帯電話事業者と移転先の携帯電話事業者との間の携帯系電気通信網の接続方式である。2当事者間で個々に接続方式を決めることも可能であるが、6社は、携帯電話事業者間の競争の共通基盤を築けることにもつながると考えて、各社間の接続方式を共通化することで合意した。もう一つの協議事項は、利用者の番号移転先に関する情報をどのように管理するかである。移転元の携帯電話事業者が個別に管理するデータベースに移転先番号を保存する方式もあるが、6社は、携帯電話事業者が共同して共通のデータベースを構築し、このデータベースに移転先番号を保存する方式を採用することで合意した。これについても、6社は、競争の共通基盤を築くことにつながるものであると判断した。もう一つの協議事項は、番号ポータビリティを行うために必要となる機器の改修費用を各社でどのように負担するかについてであった。話し合いの結果、番号ポータビリティによる番号受け入れ数などを考慮して、各社の費用負担割合を決めることで合意した。各社は、自社が負担するこのような費用を、番号ポータビリティの利用者のみに転嫁することも、携帯電話サービスの利用者全員に広く浅く転嫁することもできる。この点について、6社は、全社が携帯電話サービスの利用者全員に転嫁する方法を採用することで合意した。これらに合わせて、6社は、番号ポータビリティの手続きに関する手数料を利用者からどの程度徴収するかについても話し合った。番号ポータビリティの手数料には、移転元の携帯電話事業者に支払うMNP転出手数料と移転先の携帯電話事業者に支払うMNP新規契約手数料がある。MNO3社は、当初、MNP転出手数料を4,500円、MNP新規契約手数料を4,000円とすることを主張したが、MVNO3社は、その金額では携帯電話事業者の乗り換えに利用者が消極的になる可能性があるとして、もう少し金額を下げるよう主張した。6社で、さらに議論を行った結果、MNP転出手数料は6社一律で3,500円とし、MNP新規契約手数料は6社一律3,500円とすることに決定した。

携帯電話事業者の行為は独占禁止法に違反するか、答えなさい。

(注) 番号ポータビリティは、利用者が携帯電話サービス提供に関する契約の相手方となる携帯電話事業者を変更した場合に、変更後も変更前と同一の携帯電話の番号を利用できることである。

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 2 年 2 月 22 日 (土) 実施

受 験 科 目
経 済 法

受 験 番 号	氏 名

【問題】

公正取引委員会の「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」では、企業結合規制における一定の取引分野の画定において、国境を越えて地理的範囲が画定される場合があるとして、そのような場合に関する考え方が示されている。独占禁止法の企業結合規制において、国境を越えて地理的範囲を画定することの妥当性について論じなさい。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

平成30年9月22日(土)実施

受 験 科 目
経 済 法

受 験 番 号	氏 名

【問題】独占禁止法9条1項は「事業支配力が過度に集中することとなる会社」を設立することを禁止しており、同条2項は「事業支配力が過度に集中することとなる会社」となることを禁止している。この「事業支配力が過度に集中すること」とはいかなることを意味するのか、9条の沿革にも触れながら説明せよ。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

平成31年2月16日(土)実施

受 験 科 目
経 済 法

受 験 番 号	氏 名

【問題】

A生コンクリート協同組合（以下「A協組」という）は、地方自治体B県の区域において生コンクリート（以下「生コン」という）の製造業を営む者を組合員として、中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合である。A協組の組合員数は25社である。A協組は、組合員から生コンを買い受けて生コンの販売業者に販売しており（以下「共同販売事業」という）、その販売数量は、B県の区域における生コンの総販売数量の約90パーセントを占めている。A協組は、生コンの販売業者70社との間に特約店契約を締結し、A協組の共同販売事業に係る生コンの販売を行わせている（以下これらの販売業者を「特約販売業者」という）。特約販売業者70社で、B県の区域に所在する生コン販売業者の約90パーセントを占めている。

特約店契約には、A協組が供給する生コン以外の生コンを販売業者が取り扱う場合、前もってA協組にその旨を届け出ることを販売業者に義務付ける規定が設けられている。A協組は、販売業者がこの規定に違反して事前に届出を行わなかった場合、特約店契約を解除することを販売業者に対して宣言している。

A協組は、共同販売事業により生コンの販売価格の低落を防止しようとしてきたが、A協組の組合員ではない生コン製造業者（以下「非組合員」という）の販売攻勢にあい、その目的を十分に達成することができなかった。そこで、A協組は、販売業者から非組合員の生コンを取り扱う届出がなされた場合でも、組合員による出荷が可能な場合は、A協組から生コンを購入するよう説得し、非組合員との取引を認めない方針を決定し、実行に移した。届出をせず非組合員の生コンを取り扱った販売業者に対しては、今後同様の違反を行なった場合には契約解除もありうることを告げ、非組合員の生コンを取り扱わないようにさせている。

生コンの需要者である建設業者は、生コンを、販売業者を通して購入することが多いが、非組合員から直接に購入する場合もある。A協組は、生コンの需要者である建設業者に対して、非組合員の生コンを使用しないよう要請している。この要請に応じない建設業者に対しては、要請に応じるよう説得を行ない、説得に応じない場合は、特約販売業者に生コンを供給しないよう要請する方針であることを通知している。建設業者がB県の区域内で工事を行う場合、非組合員の生コンのみを使用して工事を行うことは工事費用の大幅な増加を招くため、次第に非組合員の生コンを使用する建設業者が減少している。

A協組の行為は独占禁止法に違反するか、答えなさい。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和2年9月26日(土)実施

受 験 科 目
知的財産法

受 験 番 号	氏 名

以下の2問のうち、1問を選択して解答しなさい。

- (1) 特許権の均等侵害の成否について論じなさい。
- (2) 二次的著作物と原著物の関係について論じなさい。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和3年2月20日(土)実施

受 験 科 目
知的財産法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第 I 期入学試験

令和 元 年 9 月 28 日 (土) 実施

受 験 科 目
知 的 財 産 法

受 験 番 号	氏 名

以下の 2 問のうち、1 問を選択して解答しなさい。

1. 特許法における発明又は共同出願違反に対する救済について論じなさい。
2. 著作権人格権の不行使特約について論じなさい。

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第 II 期入学試験

令和 2 年 2 月 22 日 (土) 実施

受 験 科 目
知 的 財 産 法

受 験 番 号	氏 名

以下の 2 問のうち、1 問を選択して解答しなさい。

- (1) 我が国の特許法における先使用権の成立要件について論じなさい。
- (2) 我が国の著作権法におけるパロディの許容性について論じなさい。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

平成30年9月22日(土)実施

受 験 科 目
知的財産法

受 験 番 号	氏 名

以下の2問のうち、いずれかを選び解答しなさい。

- (1) 発明の同一性の判断規準について論じなさい。
- (2) 創作性の判断基準について論じなさい。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

平成31年2月16日(土)実施

受 験 科 目
知的財産法

受 験 番 号	氏 名

以下の2問のうち、いずれかを選び解答しなさい。

- (1) 特許法における通常実施権の法的性質について論じなさい。
- (2) 著作権法上の要約引用の可否について論じなさい。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和2年9月26日(土)実施

受 験 科 目
社 会 保 障 法

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和3年2月20日(土)実施

受 験 科 目
社 会 保 障 法

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和元年9月28日(土)実施

受 験 科 目
社 会 保 障 法

受 験 番 号	氏 名

次の2つの問題に答えなさい。

第一問 健康保険制度における診療報酬のいわゆる「減点査定」について、その法律関係を簡潔に説明せよ。

第二問 日本の社会福祉におけるいわゆる「措置制度」に関して、その意義、問題点および当事者間の法律関係について、簡潔に説明せよ。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和2年2月22日(土)実施

受 験 科 目
社 会 保 障 法

受 験 番 号	氏 名

次の2つの問題に答えなさい。

第一問 日本の公的年金制度における、いわゆる「第三号被保険者問題」について、簡潔に説明せよ。

第二問 いわゆる「朝日訴訟」について、説明せよ。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

平成30年9月22日(土)実施

受 験 科 目
社 会 保 障 法

受 験 番 号	氏 名

次の2つの問題に答えなさい。

第一問 年金受給権について、次の用語を使用して説明せよ：裁定、基本権、支分権。

第二問 福祉事務所について、説明せよ。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

平成31年2月16日(土)実施

受 験 科 目
社 会 保 障 法

受 験 番 号	氏 名

次の2つの問題に答えなさい。

第一問 健康保険法における保険医療機関とは何か。保険医療機関の指定を受けることの意義について、次の用語を使用して説明せよ：療養の給付、診療報酬、療養担当規則、規制、給付。

第二問 外国人の生活保護受給権について、説明せよ。

令和7年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和6年9月28日(土)実施

受 験 科 目
国 際 法

受 験 番 号	氏 名

次の2つの設問に答えてください(解答の順序は問いません)。

1. 解釈宣言について説明せよ。
2. 国際法上の自衛権について論ぜよ。

令和7年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和7年2月15日(土)実施

受 験 科 目
国 際 法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和6年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 5 年 9 月 23 日 (土) 実施

受 験 科 目
国 際 法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和6年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 6 年 2 月 17 日 (土) 実施

受 験 科 目
国 際 法

受 験 番 号	氏 名

次の2つの設問に答えてください（解答の順序は問いません）。

1. 外交的保護権について説明せよ。
2. 国連総会決議の法的効力について論ぜよ。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和2年9月26日(土)実施

受 験 科 目
国 際 法

受 験 番 号	氏 名

次の2つの設問に答えてください(解答の順序は問いません)。

1. 条約の留保について説明せよ。
2. 戦争・武力行使の違法化の歴史について説明せよ。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和3年2月20日(土)実施

受 験 科 目
国 際 法

受 験 番 号	氏 名

次の2つの設問に答えてください(解答の順序は問いません)。

1. 領海と排他的経済水域(EEZ)の違いについて説明せよ。
2. 武力紛争法(国際人道法)の履行確保の仕組みについて説明せよ。

令和 3 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 2 年 9 月 26 日 (土) 実施

受 験 科 目
国 際 私 法

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

令和 3 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 3 年 2 月 20 日 (土) 実施

受 験 科 目
国 際 私 法

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 元 年 9 月 28 日 (土) 実施

受 験 科 目
国 際 私 法

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 2 年 2 月 22 日 (土) 実施

受 験 科 目
国 際 私 法

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

平成30年9月22日(土)実施

受 験 科 目
国 際 私 法

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

平成31年2月16日(土)実施

受 験 科 目
国 際 私 法

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

令和 3 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 2 年 9 月 26 日 (土) 実施

受 験 科 目
E U 法

受 験 番 号	氏 名

EU が欧州人権条約に加入することの可否について論ぜよ。

令和 3 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 3 年 2 月 20 日 (土) 実施

受 験 科 目
E U 法

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 元 年 9 月 2 8 日 (土) 実施

受 験 科 目
E U 法

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 2 年 2 月 2 2 日 (土) 実施

受 験 科 目
E U 法

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

平成30年9月22日(土)実施

受 験 科 目
E U 法

受 験 番 号	氏 名

EU法における法の一般原則のはたらきについて論ぜよ。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

平成31年2月16日(土)実施

受 験 科 目
E U 法

受 験 番 号	氏 名

EU法の実効性の概念について近時のEU司法裁判所の判例に言及しつつ
説明せよ。

令和6年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 5 年 9 月 23 日 (土) 実施

受 験 科 目
政 治 学

受 験 番 号	氏 名

次の問題すべてに解答しなさい。なお解答前に番号を明記し、各解答に用紙の10行程度を用いること。

問題1 エスピン-アンデルセンの唱えた先進国における福祉国家の三類型について説明した上で、現在の日本はどの類型に当てはまるか、根拠を示しながら述べなさい。

問題2 サルトーリの唱えた政党システム（政党制）の七類型について説明した上で、現在の日本はどの類型に当てはまるか、根拠を示しながら述べなさい。

令和6年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 6 年 2 月 17 日 (土) 実施

受 験 科 目
政 治 学

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和2年9月26日(土)実施

受 験 科 目
政 治 学

受 験 番 号	氏 名

幹部政党（あるいは議員政党）、大衆政党（あるいは組織政党）、包括政党、選挙プロフェッショナル政党について、4つの政党のタイプの違いが分かるように説明した上で、日本の自由民主党の政党組織に関して、この4つの政党のタイプの理論を踏まえて、論じなさい。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和3年2月20日(土)実施

受 験 科 目
政 治 学

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 元 年 9 月 2 8 日 (土) 実施

受 験 科 目
政 治 学

受 験 番 号	氏 名

現代の自由民主主義体制における、政党と有権者の関係について論じなさい。

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 2 年 2 月 2 2 日 (土) 実施

受 験 科 目
政 治 学

受 験 番 号	氏 名

問題

第二次世界大戦後に発展した福祉国家の特徴と、1970 年代以降の福祉国家の再編について、説明しなさい。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和2年9月26日(土)実施

受 験 科 目
行 政 学

受 験 番 号	氏 名

[設問] 日本の行政府における政治家と官僚の関係について論じなさい。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和3年2月20日(土)実施

受 験 科 目
行 政 学

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和元年9月28日(土)実施

受 験 科 目
行 政 学

受 験 番 号	氏 名

【設問】日本における中央地方関係の現状と課題について論じなさい。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和2年2月22日(土)実施

受 験 科 目
行 政 学

受 験 番 号	氏 名

【設問】日本の中央省庁における組織編成と意思決定の仕組みについて論じなさい。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

平成30年9月22日(土)実施

受 験 科 目
行 政 学

受 験 番 号	氏 名

〔設問〕 日本における国家公務員制度の現状と課題について説明しなさい。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

平成31年2月16日(土)実施

受 験 科 目
行 政 学

受 験 番 号	氏 名

〔設問〕 日本における規制緩和の現状と課題について説明しなさい。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和2年9月26日(土)実施

受 験 科 目
日本政治思想史

受 験 番 号	氏 名

複数(2人以上)の思想家に具体的に言及しながら、明治期の政治思想の特徴を、儒教と洋学(西洋の思想)との両側面に注目して論じなさい。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和3年2月20日(土)実施

受 験 科 目
日本政治思想史

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和元年9月28日(土)実施

受 験 科 目
日本政治思想史

受 験 番 号	氏 名

朱子学の世界観・人間観について、「天」、「理」、「気」という三つのキーワードを全て用いて説明しなさい。

令和2年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和2年2月22日(土)実施

受 験 科 目
日本政治思想史

受 験 番 号	氏 名

日本における「公論」概念の成立過程、変遷過程を論じなさい。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

平成30年9月22日(土)実施

受 験 科 目
日本政治思想史

受 験 番 号	氏 名

明治国家と宗教との関係について論じなさい。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

平成31年2月16日(土)実施

受 験 科 目
日本政治思想史

受 験 番 号	氏 名

近世日本思想史からの連続と断絶との両側面に着目しながら、以下の2問の中からいずれか1問のみを選択し、論じなさい。

- (1) 御一新の画期性を論じなさい。
- (2) 御一新の画期性を否定する考察を展開しなさい。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和2年9月26日(土)実施

受 験 科 目
西洋政治思想史

受 験 番 号	氏 名

プラトンによる民主政への批判について論じなさい。

令和3年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和3年2月20日(土)実施

受 験 科 目
西洋政治思想史

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 元 年 9 月 28 日 (土) 実施

受 験 科 目
西洋政治思想史

受 験 番 号	氏 名

ジョン・ロック『統治二論』に関して、その内容と後世への影響について論ぜよ。

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 2 年 2 月 22 日 (土) 実施

受 験 科 目
西洋政治思想史

受 験 番 号	氏 名

アリストテレスの擁護した国制について、彼がそれを擁護する倫理的背景とあわせて、論述しなさい。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

平成30年9月22日(土)実施

受 験 科 目
西洋政治思想史

受 験 番 号	氏 名

学生募集を行わなかったため、過去問題はありません。

平成31年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

平成31年2月16日(土)実施

受 験 科 目
西洋政治思想史

受 験 番 号	氏 名

〔問題〕 ホブズの『リヴァイアサン』における社会契約論について、その内容と政治思想的意義を説明せよ。

令和 3 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 2 年 9 月 26 日 (土) 実施

受 験 科 目
国 際 政 治 史

受 験 番 号	氏 名

第二次世界大戦後のヨーロッパにおける、現在の EU に連なるヨーロッパ統合と、NATO を中心とした大西洋同盟の関係について論じよ。

令和 3 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 3 年 2 月 20 日 (土) 実施

受 験 科 目
国 際 政 治 史

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 元 年 9 月 2 8 日 (土) 実施

受 験 科 目
国 際 政 治 史

受 験 番 号	氏 名

国際政治史において「1968 年」が持つ意義について論じよ。

令和 2 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 2 年 2 月 2 2 日 (土) 実施

受 験 科 目
国 際 政 治 史

受 験 番 号	氏 名

国際政治史において「1989 年」が持つ意義について論じよ。

平成 31 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

平成 30 年 9 月 22 日 (土) 実施

受 験 科 目
国 際 政 治 史

受 験 番 号	氏 名

冷戦時代の西側の軍事同盟である北大西洋条約機構 (NATO) と東側の軍事同盟であるワルシャワ条約機構の歴史について、ヨーロッパの分断とその克服という観点から論じよ。

平成 31 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

平成 31 年 2 月 16 日 (土) 実施

受 験 科 目
国 際 政 治 史

受 験 番 号	氏 名

第二次世界大戦後のヨーロッパにおける冷戦の起源とその後の展開について論じよ。

令和7年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 6 年 9 月 2 8 日 (土) 実施

受 験 科 目
国 際 政 治 学

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和7年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 7 年 2 月 1 5 日 (土) 実施

受 験 科 目
国 際 政 治 学

受 験 番 号	氏 名

冷戦後の中東における諸紛争の特徴と発生・継続の要因について、冷戦期以前の歴史的背景を踏まえた上で論ぜよ。

令和 5 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和 4 年 9 月 24 日 (土) 実施

受 験 科 目
国際政治学

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和 5 年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和 5 年 2 月 18 日 (土) 実施

受 験 科 目
国際政治学

受 験 番 号	氏 名

20 世紀以降の国際秩序の変遷とそのメカニズムについて、諸理論・アプローチを適宜用いて、論ぜよ。

令和4年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅰ期入学試験

令和3年9月25日(土)実施

受 験 科 目
国際政治学

受 験 番 号	氏 名

志願者がいなかった受験科目の過去問題は、公表していません。

令和4年度 専修大学大学院法学研究科修士課程 第Ⅱ期入学試験

令和4年2月19日(土)実施

受 験 科 目
国際政治学

受 験 番 号	氏 名

米欧の国際政治諸理論・諸アプローチについて、相互の関係性に留意しながら、それらの特徴を論ぜよ。(なお、イギリスやヨーロッパ大陸諸国のアプローチについての考察も含めること)